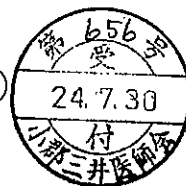


福島医発第1160号(地)
平成24年 7月27日



各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻 一 良

(公印省略)

厚生労働省の違法ドラッグ乱用防止啓発に係るホームページについて

最近、青少年等による違法ドラッグ（いわゆる「脱法ハーブ」）の乱用が深刻な社会問題となっており、死亡事故も発生する等、極めて憂慮すべき事態となっております。

このような状況を受け、厚生労働省は、平成24年7月1日より新たに9物質（別添参照）を「指定薬物」に指定し、輸入・販売等を禁止するとともに、ホームページ上での啓発・広報活動を推進しています。「脱法ハーブ」が「合法ハーブ」「合法ドラッグ」と称して、子どもたちの生活環境の中で容易に入手可能であることから、「脱法ハーブ」が麻薬や覚せい剤と同等、もしくはそれ以上の健康被害が考えられる物質であることを子どもたちに深く理解させ、絶対に所持したり使用したりしないように指導・教育することが社会の責務であります。

また、文部科学省では、第三次薬物乱用防止五か年戦略の決定を受け、都道府県教育委員会等に対して、青少年等の覚せい剤等の薬物乱用防止に関する指導のより一層の徹底を図るよう働きかけがなされており、違法ドラッグについては、中学一年生、高等学校一年生、大学一年生に配布している副教材において、乱用される薬物がいずれも危険な薬物であることについて啓発がなされています。

過日、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課他より、各都道府県教育委員会学校保健主管課等に対して、厚生労働省の違法ドラッグ乱用防止啓発広告ホームページの周知依頼が参りましたので、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、会員への周知方につきご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

【厚生労働省 薬物乱用防止に関する情報サイト】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/

yakubuturanyou/index.html

(地Ⅱ72)
平成24年7月18日

都道府県医師会
学校保健担当理事殿

日本医師会
常任理事 道永麻里



厚生労働省の違法ドラッグ乱用防止啓発に係るホームページについて
(周知依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、学校保健推進につきまして、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近、青少年等による違法ドラッグ（いわゆる「脱法ハーブ」）の乱用が深刻な社会問題となっており、最近では、死亡事故が発生する等、極めて憂慮すべき事態に至っております。

このような状況を受け、厚生労働省は、平成24年7月1日より新たに9物質を「指定薬物」に指定し、輸入・販売等を禁止にするとともに、ホームページ上での啓発・広報活動を推進しております。「脱法ハーブ」が、「合法ハーブ」「合法ドラッグ」と称して、子どもたちの生活環境の中で容易に入手可能であることから、「脱法ハーブ」が麻薬や覚醒剤と同等、若しくはそれ以上の健康被害があるおそれがある物質であることを、子どもたちに深く理解させ、絶対に所持したり使用したりしないように指導・教育することが社会の責務となっております。

文部科学省では、第三次薬物乱用防止五か年戦略の決定を受け、都道府県教育委員会等に対して、青少年等の覚醒剤等の薬物乱用防止に関する指導のより一層の徹底を図るよう働きかけをしており、また、違法ドラッグについては、中学一年生、高等学校一年生、大学一年生に配布している副教材において、乱用される薬物がいずれも危険な薬物であることを啓発しています。

過日、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課他より、各都道府県教育委員会学校保健主管課等に対して、厚生労働省の違法ドラッグ乱用防止啓発広告ホームページの周知依頼がございましたので、貴職におかれましては、趣旨ご理解賜り、関係郡市区医師会にご周知下さいますようお願い致します。

【厚生労働省 薬物乱用防止に関する情報のサイト】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

以上



事務連絡
平成24年7月2日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県専修学校主管課
各国公立大学事務局
各公立短期大学事務局
各国公立高等専門学校事務局

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
初等中等教育局児童生徒課
高等教育局学生・留学生課
スポーツ・青少年局学校健康教育課

違法ドラッグ乱用防止啓発広告の厚生労働省
ホームページ掲載の周知について（依頼）

標記について、このたび、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から、別紙のとおり情報提供がありました。

違法ドラッグについては、最近「合法ハーブ」と称して違法ドラッグの乱用が引き起こしたと考えられる事件や死亡事故が発生し、青少年への影響も心配されているところです。

文部科学省では、第三次薬物乱用防止五か年戦略（平成20年8月薬物乱用対策推進本部）の決定を受け、平成20年9月17日付け20文科ス第639号「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」において、青少年等の覚醒剤等の薬物乱用防止に関する指導のより一層の徹底を図るようお願いしているところです。

また、違法ドラッグについては、毎年中学1年生に配布している「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高等学校1年生等に配布している「健康な生活を送るために」及び大学1年生等に配布している「薬物のない学生生活のために」の中で触れており、乱用される薬物はいずれも危険な薬物であることを啓発しています。

については、別紙に紹介されている厚生労働省ホームページの違法ドラッグに関する広告等を参照の上、違法ドラッグを含む薬物乱用防止について適切な指導をされるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会学校保健主管課、専修学校主管課におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校、専修学校に対して、都道府県私立学校主管課、専修学校主管課におかれましては所轄の学校、専修学校に対して、この旨を周知くださるよう併せてお願いいたします。

（本件照会先）
文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）
FAX：03-6734-3794

事務連絡
平成24年6月26日

文部科学省

生涯学習政策局生涯学習推進課長
初等中等教育局児童生徒課長
高等教育局学生・留学生課長
スポーツ・青少年局学校健康教育課長

殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長

違法ドラッグ乱用防止啓発広告の厚生労働省ホームページ掲載について【情報提供】

皆様におかれましては、薬物乱用防止啓発活動の推進について、日頃より特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、最近「合法ハーブ」と称して違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の乱用が引き起こしたと考えられる事件や死亡事故が発生するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省におきましては、「平成24年7月1日より新たに9物質が『指定薬物』に指定されたこと」、そして、国民の皆様に「『違法ドラッグ』は『合法』などと称していても、麻薬や覚せい剤と同じかそれ以上の健康被害があるおそれがある物質であること」を知っていただくための広告を作成し、広く啓発・広報を行います。

つきましては、本広告を厚生労働省ホームページの「薬物乱用防止に関する情報のページ」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>に7月2日

（月）より掲載いたしますので、関係各所にて積極的に利用いただくよう、幅広く周知くだされば幸甚に存じます。

なお、同様の内容について各都道府県等衛生主管部局、内閣府、警察庁、法務省、財務省にも情報提供していることを申し添えます。

担 当
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
啓発推進係長 池田 大輔
電話 03-5253-1111 (内線2796)
(夜間 03-3595-2436)
FAX 03-3501-0034

違法ドラッグは

買わない

使わない

かかわらない

合法ドラッグ
合法ハーブ

違法ドラッグは「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です!



❗ 使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。また、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともあります。

❗ 「違法ドラッグ」は、たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚せい剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質であることを知ってください。

平成24年 7月1日より、新たに9物質が指定薬物に指定されました。

これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることになります。

新規に**9物質**を指定薬物に指定
通称名「AM1220」「CB-13」等



販売、輸入等を禁止

【消費者委員会のメッセージ(抜粋)＜平成24年 4月24日＞】

…現実にごく少量の薬物を所持、使用している場合には、家族をはじめとする周囲の人たちが勇気を持って、都道府県の薬物担当窓口にご相談する等、適切な対応を行う必要があります。深入りしてしまう前に青少年を薬物の被害から守ることが重要です。

危険! 違法ドラッグ 使用厳禁!!



平成24年6月1日付けで以下の9物質が指定薬物に指定されました。(施行日:平成24年7月1日)

○平成24年6月1日付けで以下の9物質が指定薬物に指定されました。
(施行日:平成24年7月1日)

N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称: APINACA)

N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称: APICA)

2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類 (通称: Methoxetamine)

ナフタレン-1-イル[4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン及びその塩類 (通称: CB-13)

ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類 (通称: JWH-022)

2-(メチルアミノ)-1-(3, 4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称: 3, 4-ジメチルメトカチノン)

{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類 (通称: AM1220)

2-(2-メトキシフェニル)-1-[1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル]エタノン及びその塩類 (通称: Cannabipiperidiethanone)

(2-ヨードフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類 (通称: AM2233)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)
[82KB]

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111 (代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.